

## 琳派400年記念 京の匠商品券発行事業の業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

### 1 趣 旨

京都の伝統産業の振興を図るため、きものや陶磁器などの京もの指定工芸品等の販売を促進することで、伝統産業の活性化を図るとともに、府内での消費喚起により地域の活性化につながる事業を実施することとし、この業務を委託するにあたり、次の企画提案を募集する。

### 2 提案書を募集する業務概要

(1) 業務の名称

琳派400年記念 京の匠商品券発行業務事業

(2) 業務の内容

「琳派400年記念 京の匠商品券発行業務事業委託仕様書」による

(3) 委託期間

契約日から平成28年2月29日まで

(4) 委託上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

67,500千円以内

※ただし、うち商品券への助成費は50,000千円とする。

### 3 応募資格

次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定する者でないこと。
- (2) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第77号)等による手続を行っている団体でないこと。
- (4) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### 4 応募手続等

(1) 事務局

担当窓口：京都府中小企業団体中央会 担当：金子、野原

住 所：〒615-0042

京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館4F

電 話：075-314-7131  
FAX：075-314-7130  
電子メール：nohara.m@chuokai-kyoto.or.jp

(2) 企画提案書作成に関する質疑応答

質問期限：平成27年7月3日（金）午後5時まで

質問方法：電話、FAX又は電子メールに限る。

（FAXの場合は、併せて電話連絡のこと。）

質問様式：任意とする。

ただし、次の項目については回答しないこともあります。

- ・差出人の会社名、担当者名、連絡先等のないもの
- ・質問件名、内容が明らかでないもの
- ・公募事業に関係ない内容に関するもの

(3) 応募方法

期日までに提出書類一式（様式任意）を提出することをもって、応募したものと  
する。

・提出書類および提出部数

ア 企画提案書正本1部副本5部

イ 会社概要および類似業務実績正本1部副本5部

ウ 見積書正本1部副本5部

※企画提案書及び見積書の正本は社名入り、副本は社名なし（コピー可）を  
提出ください。

(4) 企画提案書の作成方法

「琳派400年記念 京の匠商品券発行業務事業委託 仕様書」に留意の上、提  
案書を作成し提出すること。

(5) 提案書の提出期限及び提出先

提出期限：平成27年7月7日（火）まで

提出方法：持参（平日の午前9時から午後4時まで）又は郵送すること。

（受付期間内必着。電話にて到着の確認をしてください。）

提出先：（1）の事務局

※企画提案書作成等の提出に必要な費用は提出者の負担とします。

※提出された企画提案書は返却しません。

## 5 契約の相手方の選定

(1) 選定方法

企画提案書の内容を基に、プレゼンテーション及びヒアリングにより、次の評価

項目により審査し、意見聴取会議による評価を経て、本業務委託契約の相手方を特定する。

(項 目)

A：企画内容（的確性、独創性、実現性）

B：経費見積

C：業務遂行能力

プレゼンテーション開催予定日 平成27年7月9日（木）

(2) 特定結果の通知

すべての提案書提出者に対し、特定、非特定の旨を通知する。

## 6 契約に関する基本的事項

(1) 契約締結までのスケジュール

本業務契約の特定後、速やかに契約を締結する。

なお、相手方の特定を受けた者は、契約に先立ち、府税納税証明書を提出しなければならない。

(2) 提案内容の修正等

本提案書は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容、経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。

ただし、京都府会計規則第159条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

(4) 相手方の特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

ア 応募者が3の応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書

類に虚偽の内容が記載されていた場合

## 7 その他の留意事項

(1) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 審査内容については公表しない。

また、審査内容及び評価結果についての異議申立ては認めない。

(3) 契約者の名称は公表できるものとする。

(4) 仕様書に記載していない事項及び疑義が生じた内容については、受託者は発注者

と協議を行い、それに基づく指示に従うものとする。

- (5) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、京都府中小企業団体中央会に帰属する。
- (6) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。